
























- ① 事前アンケートの結果について
- ② **最近のトピック（各省報道発表資料等）**
- ③ 改正物流法の施行に向けた検討状況について
- ④ トラック法改正関係、多重化検討会について
- ⑤ トラック・物流Gメンの活動について(四国合同パトロール等)
- ⑥ 参考資料紹介
 - ⑥-1 事前にいただいた問題意識等
 - ⑥-2 トラック輸送の原価計算・標準的運賃・運賃交渉関係資料
 - ⑥-3 中小物流事業者における物流業務のデジタル化事例紹介

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>令和6年度経産関係補正予算案の概要 https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2024/hosei/index.html</p>	R6.11.29	経済産業省	
<p>令和6年度農林水産関係補正予算の概要について https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/yosan/241129.html</p>	R6.11.29	農林水産省	
<p>令和6年度環境省補正予算（案）の概要 https://www.env.go.jp/guide/budget/r06/r06-hos-gaiyo_00001.html</p>	R6.11.29	環境省	
<p>令和6年度国土交通省関係補正予算の概要について https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo05_hh_000278.html</p>	R6.11.29	国土交通省	
<p>令和6年度補正予算案について （「送料無料」表示の見直しに関する調査・検討…0.5億） https://www.caa.go.jp/policies/budget/assets/cms_caa205_241202_01.pdf</p>	R6.11.29	消費者庁	
<p>「産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会/交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会/食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議」の取りまとめを策定しました https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000844.html</p>	R6.11.27	経済産業省 農林水産省 国土交通省	
<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令・告示の制定等に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155240942&Mode=0</p>	R6.12.2	国土交通省	

	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>荷主の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める命令案及び連鎖化事業者の貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送の効率化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令案についての意見・情報の募集について</p> <p>https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=550004022&Mode=0</p>	R6.12.2	農林水産省	
<p>GX市場創造に積極的に取り組む企業を応援するための「GX率先実行宣言」を新たに創設しました</p> <p>https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241206004/20241206004.html</p>	R6.12.6	経済産業省	
<p>動画版「令和6年版 労働経済の分析-人不足への対応-」を公開します</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46083.html</p>	R6.12.2	厚生労働省	
<p>食料・農業・農村政策審議会企画部会（第114回）を開催しました。</p> <p>https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kikaku/bukai/index.html</p>	R6.12.4	農林水産省	
<p>アマゾンジャパン合同会社による独占禁止法違反被疑行為に関する出品者からの情報・意見の募集について</p> <p>https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/1204.html</p>	R6.11.27	公正取引委員会	
<p>株式会社イトーキに対する警告について</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/nov/241128_kannkijo.html</p>	R6.11.28	公正取引委員会	
<p>橋本総業株式会社から申請があった確約計画の認定について</p> <p>https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241212dai2.html</p>	R6.12.12	公正取引委員会	

トピック(報道発表)				公表日	関係省庁	2次元 バーコード
物流パートナーシップ優良事業者表彰受賞者を決定しました https://www.meti.go.jp/press/2024/12/20241206002/20241206002.html				R6.12.6	経済産業省	
大賞	経済産業大臣表彰	食品・飲料業界初の中距離帯での大規模貨物鉄道輸送への挑戦	ネスレ日本(株) 他3社			
部門賞	物流DX・標準化表彰	事務機業界における複数メーカーによる複合機などの共同配送	(一社)ビジネス機器・情報システム産業協会他18社			
	物流構造改革表彰	(2024年問題)複数課題同時解決!ダイヤグラムの抜本的改革	(株)日本アクセス 他2社			
	強靱・持続可能表彰	メーカーの垣根を越えた物流データ活用によるイノベーション創出	江崎グリコ(株) 他2社			
特別賞	グリーン物流パートナーシップ会議特別賞	共同輸入およびモーダルシフトによるサステナブルな農産品輸送の実現	(株)シジシージャパン 他4社			
広がってます、グリーン物流の輪 ～令和6年度物流パートナーシップ優良事業者表彰受賞者決定～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000845.html				R6.12.6	国土交通省	
大賞	国土交通大臣表彰	輸送モジュールの標準化及び検品レス納品等による物流の効率化	鈴与(株) 他10社			
部門賞	物流DX・標準化表彰	AIと需要予測を活用した遠隔地向けフルライン型シェア物流	佐川急便(株) 他2社			
	物流構造改革表彰	新関西物流センター新設に伴うサプライチェーンの効率化及び環境負荷低減の実現	ロジスティード(株) 他4社			
	強靱・持続可能表彰	ダブル連結トラック導入によるCO2排出量削減・省人化	センコー(株) 他6社			
特別賞	グリーン物流パートナーシップ会議特別賞	異業種メーカーによるリレー方式を用いたラウンド輸送の取組	サントリーロジスティクス(株) 他5社			

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>第4回第5期消費者基本計画の策定に向けた有識者懇談会を開催しました。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/meeting_materials/review_meeting_009/040193.html</p>	R6.11.26	消費者庁	
<p>第8回 公益通報者保護制度検討会の開催について https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/meeting_materials/review_meeting_004/040246.html</p>	R6.11.27	消費者庁	
<p>第4回デジタル社会における消費取引研究会を開催しました。 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/meeting_materials/review_meeting_004/039986.html</p>	R6.12.6	消費者庁	
<p>令和6年度第1回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会の開催について https://www.caa.go.jp/notice/entry/040245/</p>	R6.12.5	消費者庁	
<p>港湾におけるi-Construction・インフラDX推進委員会が開催されました。 https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000061.html</p>	R6.11.26	国土交通省	
<p>建設業法等の改正に関する説明会を全国5都市で開催 ～建設業者・発注者を対象に12月19日から順次開催（参加無料）～ https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00263.html</p>	R6.11.21	国土交通省	
<p>「官民物流標準化懇談会 モーダルシフト推進・標準化分科会」においてとり まとめた「新たなモーダルシフトに向けた対応方策」を公表 https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000836.html</p>	R6.11.22	国土交通省	
<p>第2回「トラック運送業における多重下請構造検討会」を開催しました。 ～実態調査の結果を踏まえた議論を実施～ https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000122.html</p>	R6.11.28	国土交通省	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>第2回「物流拠点の今後のあり方に関する検討会」を開催しました。 ～関係事業者からのヒアリング及び意見交換を行いました～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_mn2_000020.html</p>	R6.11.21	国土交通省	
<p>「デジタル情報活用推進コミッティ」（第2回）の開催 ～まちづくりDXにおける産学官連携の具体策を議論～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi03_hh_000151.html</p>	R6.11.25	国土交通省	
<p>11月の主要建設資材の需給動向は全ての調査対象資材において均衡 ～主要建設資材需給・価格動向調査（令和6年11月1～5日現在）の結果～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00248.html</p>	R6.11.25	国土交通省	
<p>中央建設業審議会総会の開催～第三次・担い手3法を踏まえた施策を報告審議～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00265.html</p>	R6.12.6	国土交通省	
<p>「自動車運送業分野」特定技能1号評価試験を開始します</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha01_hh_000097.html</p>	R6.12.4	国土交通省	
<p>船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！ ～中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船に係る積載率動向について～</p> <p>https://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji03_hh_000191.html</p>	R6.11.28	国土交通省	
<p>「発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会」を開催しました。 ～「発注関係事務の運用に関する指針」改正案およびデータマネジメントについて議論～</p> <p>https://www.nilim.go.jp/lab/peg/13yuusikisya.html</p>	R6.12.6	国土交通省	
<p>運送業界の取引条件適正化を後押し！クラウド型車両・採算管理サービス「ロジプッシュ」提供開始について</p> <p>https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_241211_01.pdf</p>	R6.12.11	商工中金	

公正取引委員会は、アマゾンジャパン合同会社による独占禁止法違反被疑行為について審査を行っています。この審査の一環として、出品者の方々からの情報・意見を募集することとしました。

1. 情報・意見募集の対象となる独占禁止法違反被疑行為

アマゾンジャパンは、自社が運営するECモール「Amazon.co.jp」の商品販売ページに、「おすすめ出品」の対象となる商品を掲載する表示スペース（「カートボックス」や「buy box」などと呼ばれることもあり。）を設けているところ、同サイトにおける出品者に対し、出品する商品の当該スペースへの掲載に関連し、

- ① 当該商品の販売価格を「競争力のある価格」「参考価格」等と称する価格とさせる
- ② 「フルフィルメント by Amazon」、「FBA」と称するサービスを利用させる

ことにより、出品者の事業活動を制限している疑いがあります。

本フォームを用いて、具体的な情報をお寄せください。



2. 情報・意見提出の要領

- (1) 当委員会に情報・意見を提出いただける場合には、次の「情報提供フォームへ」をクリックし、各質問に御回答ください（<https://www.jftc.go.jp/enquete/nonrequired/360/1204.html>）。
- (2) 質問には、「必須回答」と「任意回答」があります。
- (3) 文字化け防止のため、半角カタカナ、丸囲み数字などの機種依存文字は使用しないでください。
- (4) 情報提供フォームには資料を添付することができません。関係する資料を御提出いただける場合には、情報提供フォームを用いて御回答いただくと共に、「cart2024@jftc.go.jp」に資料を送付してください。

3. 情報・意見の取扱い

御回答いただいた情報・意見や御提出いただいた資料は、本件審査のためにのみ使用いたします。また、寄せられた情報・意見に対して回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

また、住所、事業者名（個人の場合は氏名）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）は、回答内容を確認する際の連絡に利用するものであり、この連絡以外の目的では利用いたしません。

なお、当委員会の調査に関してアマゾンジャパンから何らかの連絡を受けた場合には、その内容を上記の電子メールアドレス宛てに御連絡ください。

公正取引委員会は、(株)イトーキに対し、次のとおり、警告を行った。本件は、(株)イトーキが、独占禁止法第19条（特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（平成16年公正取引委員会告示第1号。以下「物流特殊指定」という。）第1項第6号(不当な経済上の利益の提供要請)）の規定に違反するおそれがある行為を行っているものである。

1.警告の相手方

法人番号	9120001014301	代表者	代表取締役 湊 宏司
名称	株式会社イトーキ	事業の概要	オフィス家具の製造販売等
所在地	大阪府中央区淡路町一丁目6番11号	資本金	73億5170万9456円

2.警告の概要(抜粋)

(1)イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務（以下「本件運送業務」という。）を委託する物流事業者（以下「本件物流事業者」という。）（注1）に対して、

ア **時間外費（注2）の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務**
イ **本件運送業務に係る特定の附帯業務（注3）**

を無償で行わせている疑いがある。

（注1）物流特殊指定の備考第2項に規定する特定物流事業者に該当する事業者をいう。

（注2）基礎作業時間を超えて行われた業務に支払われる加算額をいう。

（注3）本件物流事業者が、オフィス家具を車両に積み込む業務及びオフィス家具の梱包材等の残材を引き渡す業務をいう。

(2) イトーキの前記(1)の行為は、物流特殊指定第1項第6号に該当し独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあることから、公正取引委員会は、イトーキに対し、前記(1)の行為を取りやめ、今後、当該行為と同様の行為を行わないよう警告した。

(3) なお、本件審査の過程において、イトーキから、本件物流事業者に無償で行わせていた役務に対する対価を過去に遡って支払うこと、本件物流事業者との取引条件を見直して書面により明確化することなどの措置を講じる旨の申出があった。

公正取引委員会は、橋本総業(株)に「物流特殊指定」で禁じている「代金の減額」、「不当な経済上の利益の提供要請」に違反する疑いが認められ、確約手続に付すことで排除措置の速やかな実行、競争の早期回復が図られると認められたため、確約手続きに係る通知を行い、橋本総業(株)から確約計画認定に係る申請が行われたため、審査のうえ当該確約契約を認定した。

1.申請者の概要

法人番号	6010001167534	所在地	東京都中央区日本橋小伝馬町14番7号
名称	橋本総業株式会社	代表者	オフィス家具の製造販売等

2.違反被疑行為の概要

橋本総業は、遅くとも平成28年7月以降、本件物流事業者に対して、次の行為を行っている。

- (1) 一部の本件物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額からア「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。
イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。
- (2) 一部の本件物流事業者との間で、あらかじめ、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働(注6)を要するような長時間の本件運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の本件運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。
- (3) 一部の本件物流事業者との間で、委託する本件運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する本件運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の本件運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の本件運送業務を無償で行わせている。
- (4) 一部の本件物流事業者に対し、委託内容に含まれていない本件運送業務に係る特定の**附帯作業**(注7)について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者**に無償で行わせている。**

(注6)「法定時間外労働」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第32条第2項に規定する1日当たりの労働時間を超える労働をいう。

(注7)「附帯作業」とは、本件物流事業者が、①橋本総業の配送センターにおいて保管場所から運送する物品を取り出す作業、②当該物品を本件物流事業者の車両に積み込む作業、③橋本総業の取引先の事業所等において当該物品を当該車両から取り卸す作業及び④橋本総業の取引先から返品されることとなった物品を回収する作業をいう。

物流特殊指定が禁止する行為

- ① 代金の支払遅延
- ② 代金の減額
- ③ 買ったたき
- ④ 物の購入強制・役務の利用強制
- ⑤ 割引困難な手形の交付
- ⑥ 不当な経済上の利益の提供要請
- ⑦ 不当な給付内容の変更及びやり直し
- ⑧ 要求拒否に対する報復措置
- ⑨ 情報提供に対する報復措置

令和5年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果及び優越的地位の濫用事案の処理状況について

公正取引委員会は、荷主による物流事業者に対する優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、「物流特殊指定」の遵守状況・荷主と物流事業者との取引状況把握のため調査を継続的に実施。更に令和5年度は、優越的地位の濫用につながるおそれがあるとして、17件※に注意を実施。（※協同組合(3件)、道路貨物運送業(2件)、食料品製造業(2件)、プラスチック製品製造業(2件)、金属製品製造業(2件) など。）

①注意喚起文書を送付した荷主の業種別内訳

業種名(注)	荷主数	割合
製造業(大分類)	265名	46.2%
食料品製造業	40名	7.0%
窯業・土石製品製造業	28名	4.9%
化学工業	21名	3.7%
金属製品製造業	18名	3.1%
プラスチック製品製造業	17名	3.0%
生産用機械器具製造業	17名	3.0%
その他	124名	21.6%
卸売業、小売業(大分類)	178名	31.1%
飲食料品卸売業	34名	5.9%
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	32名	5.6%
その他の卸売業	32名	5.6%
機械器具卸売業	31名	5.4%
その他の小売業	15名	2.6%
その他	34名	5.9%
その他	130名	22.7%
協同組合	53名	9.2%
農業	11名	1.9%
総合工事業	11名	1.9%
その他	55名	9.6%
合計	573名	100%

②注意喚起文書を送付した荷主の行為類型別内訳

行為類型	件数	割合
買ったたき	239件	34.8%
代金の減額	142件	20.7%
代金の支払遅延	117件	17.0%
不当な給付内容の変更及びやり直し	106件	15.4%
不当な経済上の利益の提供要請	45件	6.6%
割引困難な手形の交付	31件	4.5%
その他	7件	1.0%
合計	687件	100%

③独占禁止法上の問題につながるおそれのある主な事例

1. 買ったたき

- 荷主 A は、物流事業者から**労務費等の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、そのような運賃引上げに応じない理由を回答することなく、運賃を据え置いた。**(金属製品製造業)
- 荷主 B は、**物流事業者から労務費の上昇に伴うコスト上昇分の運賃引上げを求められたにもかかわらず、物流事業者が自助努力で解決すべき問題であるとして運賃の引上げ協議を拒否した。**(プラスチック製品製造業)

2. 代金の減額

- 荷主 C は、物流事業者に対し、「協力値引き」と称して、契約書で定めていた運賃を一方的に5%差し引いて支払った。(建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)
- 荷主 D は、物流事業者に対し、**運賃の支払方法を手形払から現金振込に変更したが、その際に運賃を一律に5%差し引いて支払った。**(物品賃貸業)

3. 代金の支払遅延

- 荷主 E は、物流事業者に対し、契約書で定めた**運賃の支払日が金融機関の休日であった場合に、あらかじめ合意することなく、休日の翌営業日に運賃を支払っていた。**(金属製品製造業)
- 荷主 F は、物流事業者に対し、**運送業務のほかに新たに附帯作業を追加し、委託したが、荷主 F の経理部門がそのことを把握していなかったため、当該附帯作業に係る料金の支払が遅れた。**(その他の小売業)

4. 不当な給付内容の変更及びやり直し

- 荷主 G は、物流事業者に対し、**運送を行うこととされていた当日の朝に運送委託をキャンセルしたが、そのような突然のキャンセルに伴い物流事業者が負担した費用を支払わなかった。**(総合工事業)
- 荷主 H は、物流事業者に対し、**運送内容を突然変更したが、その変更に伴い物流事業者が負担した費用を支払わなかった。**(木材・木製品製造業)

5. 不当な経済上の利益の提供要請

- 荷主 I が物流事業者に対し、自身の**事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会者の派遣を求めたことから、物流事業者はこれに応じたが、荷主 I はその費用を支払わなかった。**(繊維工業)
- 荷主 J は、物流事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、**関税・消費税の納付を立て替えさせ、物流事業者が荷主による直接納付を求めても応じなかった。**(はん用機械器具製造業)

6. 割引困難な手形の交付

- 荷主 K は、物流事業者に対し、**運賃として手形期間150日の約束手形を交付した。**(物品賃貸業)

7. 物の購入強制・役務の利用強制

- 荷主 L は、物流事業者に対し、**自身が取り扱う自動車共済保険及び定期貯金を契約するよう求めた。**(協同組合)
- 荷主 M は、物流事業者に対し、**自身の子会社が取り扱う保険の契約及びワインの購入を強要した。**(道路貨物運送業)

持続可能な物流を支える物流効率化実証事業

令和6年度補正予算案額 **23億円**

(1) 商務・サービスG物流企画室

(2) 商務・サービスG

消費・流通政策課/物流企画室

事業の内容

事業目的

「物流2024年問題」への対応として、今年4月に改正物流法が成立。全荷主・物流事業者に対し、物流効率化のための取組を義務づける中、複数企業が連携する物流効率化に資する取組に対し、システム構築費用等の補助を行い、物流効率化の取組を促す。

また、地域における物流の維持は今後ますます重要。増加が見込まれる買物困難者への対応策として、先進的なモデル事例を組成する。

事業概要

(1) 物流効率化に資する連携実証事業

企業規模を問わず、複数企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高める。

(2) 買物困難者対策事業

地域における買物困難者対策を支援するため、自動配送ロボットの実証実験等を補助。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 物流効率化に資する連携実証事業



(2) 買物困難者対策事業



成果目標

本実証事業を通じ、複数企業が連携した物流効率化に資する取組を促進し、2024年問題及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消を行い、我が国の物流の効率化を進め、トラックの積載効率50%を目指す。また買物アクセスに支障を有する地域での購買機会確保を目指し、買物困難者対策に資するサービスの展開を目指す。

1 物流革新に向けた取組の推進のうち 持続可能な食品等流通緊急対策事業

農林水産省
【令和6年度補正予算額 2,973百万円】

<対策のポイント>

我が国の物流における輸送力不足という構造的課題、新たな基本法の下で国民一人一人の食料安全保障を確立するという喫緊の課題に対処するため、多様な関係者が一体となって取り組む、①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備の支援等を行うことにより、農産物等の物流革新を加速化し、将来にわたって持続可能な食品流通網を構築します。

<事業目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 物流生産性向上推進事業

973百万円

① 物流生産性向上実装事業

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶等による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。

② 物流生産性向上設備・機器等導入事業

物流の効率化、デジタル化・データ連携等に必要な設備・機器等の導入を支援します。

③ 推進事業

関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

2,000百万円

中継輸送、共同輸配送、モーダルシフト等に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室 (03-6744-2389)
(2の事業) 食品流通課卸売市場室 (03-6744-2059)20

流通関係者による協議会

産地 卸売業者 小売業者 物流事業者 ITベンダー 等

補助事業を活用した実装、設備・機器等導入、施設整備

<実装支援>

標準仕様パレットでの輸送



モーダルシフト

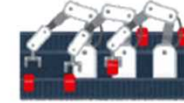


<設備・機器等の導入支援>

デジタル化
データ連携



パレタイザー



クランプフォークリフト



<中継共同物流拠点の整備>

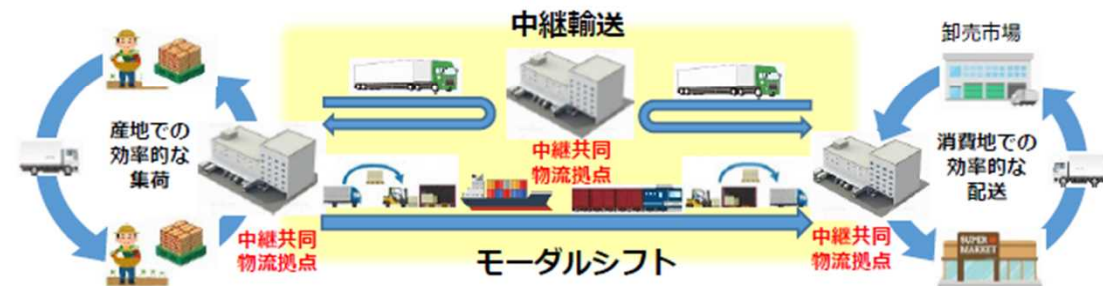
大型車に対応したトラックバース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



新たな食品流通網の構築





【令和6年度補正予算（案）4,800百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラル実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 外部環境への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（一部経済産業省連携）

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 ② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業

③ 非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入及び既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

(2) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携）

① 業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業

② フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(3) サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策/サステナブル倉庫普及





物流施設における省CO2型省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を支援します。

1. 事業目的

- 補助事業実施による省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。
- 自動化機器・システム等及び再生可能エネルギー設備を同時導入することで、CO2排出削減や担い手不足対策だけでなく、災害時におけるサプライチェーンの維持等、地域課題の解決にも貢献する。

2. 事業内容

2050年のカーボンニュートラルに向けて、社会全体におけるCO2排出削減が求められている中で、ストックとして長期にわたりCO2排出に影響する物流施設においてCO2排出を削減することは、物流業界全体におけるCO2排出削減に大きく貢献する。また、ドライバーの時間外労働時間の上限規制による輸送能力の不足等のいわゆる2024年問題の解決に向けて、サプライチェーンの結節点である物流施設においても、保管作業の省人化のみならず、荷役作業を含めた物流施設全体の省人化を促進する必要がある。こうした中で、①省CO2化・省人化機器等の導入によるエネルギー消費削減、②保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、③再エネ設備の導入によるエネルギー供給を同時に行う事業について、その高額な初期コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開し、業界全体におけるCO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

○補助対象：物流施設における省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入を行う事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (1/2) (上限1億円)
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



※導入により省CO2化されるものに限る。

○ 「2030年度に向けた政府の中長期計画」※に基づき、① **物流の効率化**、② **商慣行の見直し**、③ **荷主・消費者の行動変容** を柱とする施策を一体的に講じ、**地方創生を支えるインフラである物流を革新**。 ※令和6年2月16日我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議決定

(1) 物流の効率化

【多様な輸送モードも活用した新たなモーダルシフト（新モーダルシフト）の推進】

(大型トラックと互換性のある規格)

地域の産業振興等と連携

導入支援

大型コンテナ・海運シャーシ

航空機の空きスペース等の有効活用

25mダブル連結トラック

ダブル連結トラックの導入促進

【物流GXの推進】

FCVトラック

水素スタンド

【物流拠点の機能強化】



【物流標準化・データ連携の推進】

「標準仕様パレット」の利用による荷役時間の短縮

物流データの標準化

荷主・物流事業者のデータ連携を通じた共同輸配送や帰り荷確保等の推進

【物流DX等による生産性向上・担い手の多様化の推進】

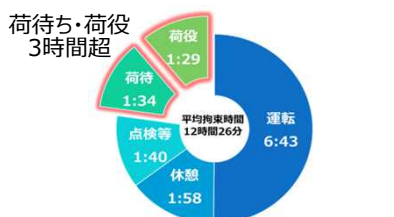
高速道路での自動運転トラック

無人フォークリフト

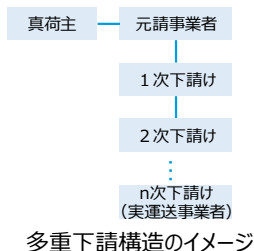
無人搬器送機

(2) 商慣行の見直し

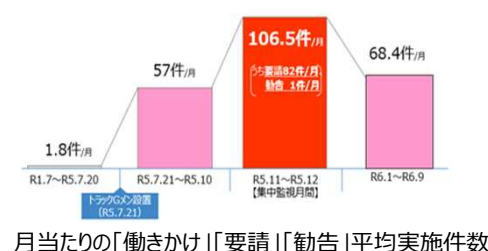
【改正物流法の施行に向けた執行体制等の整備】



荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳

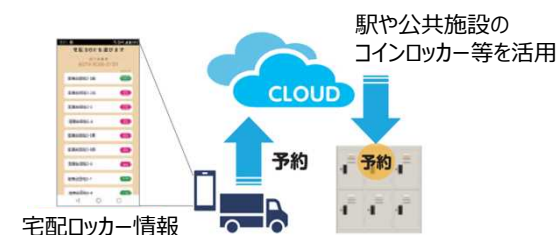


【トラック・物流Gメンの執行強化】



(3) 荷主・消費者の行動変容

【宅配ロッカー等の多様な受取方法等の普及促進】



運送事業者向けクラウド型車両・採算管理サービスのご紹介



◀ 商工中金
プレス資料
へのリンク

「商工中金」クラウド型車両・採算管理サービス「ロジブッシュ」提供開始について

商工中金※では、運送業界の取引条件を適正化し、賃上げを後押しするため、運送事業者向けのクラウド型車両・採算管理サービス「ロジブッシュ」の提供を2025年1月より一部の店舗で開始することです。

サービス概要：運送事業者が車両情報や売上・経費情報を入力することで、車両毎の整備履歴や採算を簡単に管理することができるクラウドサービスの提供

【本サービスの概要】

利用可能企業	千葉支店、深川支店、新木場営業所、名古屋支店、堺支店、福岡支店、久留米支店で預金取引のあるお客さま。 (将来的にサービス提供エリアの拡大、機能拡充を目指しています。)
利用料金	車両1台当たり月額1,100円(税込) ※最大3ヶ月間の無償試用期間あり
申込方法	商工中金の営業担当者までご連絡ください
利用環境	Webブラウザ：Windows スマートフォン用アプリ：iOS、Android

【本サービスで実現したいこと】



【サービス提供の背景】近年、Eコマースの増加や配送方法の多様化といった市場環境変化の一方で、運送業界ではトラックドライバー不足や燃料費の高騰などの課題を抱えています。これらの環境変化に対応するため、**運送事業者には荷主との取引条件の適正化を進めていくことが求められていますが、その前提となる正確な収支管理、個別採算性の把握に課題を抱える事業者も少なくないことから、商工中金は、「ロジブッシュ」の提供を通じて、車両毎の採算管理を実現することに加え、今後、オプションサービスとして、荷主と合理的に取引条件の適正化に向けた交渉をする資料の作成にも対応する予定**とのこと。

※商工中金とは… 1936年に中小企業組合と政府の共同出資により設立された中小企業専門の金融機関。運送事業に関しては全国約1万社に長年にわたって金融機能を発揮してきました。